

保育所等の適正利用にご協力ください

保護者（２・３号認定）の皆様へ

○保育所等利用の基本 … **「保育の事由」があるときだけ！**



- ◆ 保育の事由（例：お仕事など）がない日は、家庭保育が原則です。
保育時間も、あくまで利用可能な時間であり、必要な時間だけ利用します。

この原則を守って利用することを「**保育所等の適正利用**」といいます。



考え方はわかったけど、
結局何をすればいいの？

例えば、こんなことが
できるかも…



①お休みの日は、ご家庭で過ごしましょう

お仕事や、求職活動などのない日は、お子様との時間を大切に。

②早めのお迎えにご協力ください

お仕事などが早く終わったら、早めのお迎えをお願いします。
お子様をお迎えにいった後に、お買い物などに出かけましょう。

③きょうだい一緒に

上のお子様が行事や習い事の場合は、下のお子様もできるだけ
一緒に連れていきましょう。

④利用施設への連絡をお願いします

欠席や遅刻、早めのお迎えのときは、園に連絡してください。

お休みの日でも、保護者の通院など、必要なときは利用できます。
ご利用について、困ったり悩んだりするようなことがございましたら、
遠慮せずに保育所等へお尋ねください。

適正利用は、お子様のより安心して安全な保育につながります。
各ご家庭において様々な事情があることと承知しておりますが、
あらためて保護者の皆様のご協力をお願いします。



「保育所等の適正利用」
について、より深く知る